

# 岡田事務所通信

令和2年 **12** 月号 (第 184 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 雇用調整助成金特例措置 2021 年 2 月まで延長 厚労相

田村厚生労働相は、雇用調整助成金の現行の特例措置の期限を 12 月末から 2021 年 2 月末まで延長すると表明しました。延長は 3 回目となります。延長の理由について「雇用情勢は急激に悪化していないが、新型コロナウイルスの感染者が急激に増えている」と述べています。3 月以降は雇用情勢を踏まえ、段階的な縮小を検討しています。

雇用調整助成金は社員に休業手当を支給して雇用を維持する企業に助成金を出す制度で、通常の助成率は中小企業で 3 分の 2、1 人日額は 8370 円が上限ですが、特例で中小企業の助成率は最大 100%に、支給上限額は 1 万 5 千円に引き上げています。

また、小学校などが休みとなり、休業しなければいけない保護者への助成措置も 12 月末から来年 2 月末に延長します。

## 2019 年の有給取得率 56.3% 過去最高も目標遠く

厚生労働省が発表した就労条件総合調査によりますと、2019 年の年次有給休暇の取得率は前年から 3.9 ポイント上昇し、56.3%で過去最高となりました。平均取得日数は 10.1 日で、0.7 日増えています。2019 年 4 月から年 5 日の有給の確実な消化が企業に義務づけられ、取得が進んでいます。ただ、政府は 2020 年までに取得率 70%という目標を掲げており、達成にはなお開きがある状況です。

## 賃上げ企業 81.5% 9 年ぶりに減少

厚生労働省が発表した賃金引き上げ実態調査によりますと、2020 年中に賃上げを実施または予定している企業は前年より 8.7 ポイント低い 81.5%で、9 年ぶりに減少しました。近年は人手不足を背景に賃金を引き上げる傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大でサービス業や宿泊業を中心に打撃を受けた業種が多く、減少に転じています。

夏の賞与を 7~8 月の調査時点で「支給しない」とした割合は理美容など生活関連サービス業・娯楽業で 29.7% (前年 12.7%)、宿泊業・飲食サービス業は 40.6% (同 21.6%) と、いずれも前年比で 2 倍程度となっています。

## 道内就業者数 6 万人減 7-9 月期前年比 コロナ影響が

北海道は、産業界や労働組合とともに雇用政策について話し合う「北海道雇用政策推進会議」を開き、7-9 月期の道内就業者数が前年同期と比べて 6 万人減の 267 万人だったとする総務省の調査を明らかにしました。休業者数は同 1 万人増の 7 万人となりました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済低迷が影響したとみられています。



- エゾリス -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【有給休暇の時季指定義務】

労働基準法の改正により 2019 年 4 月から全ての企業において年 10 日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。有給休暇を 5 日以上取得済みの労働者に対しては、この時季指定は不要ですが、5 日に満たない取得日数の労働者についてはその不足する日数を与える必要があります。年 10 日以上の有給休暇が付与される労働者が対象となりますので、比例付与により 10 日未満の日数が付与されるパートタイマー等には適用されません。個々の労働者の有給休暇の日数管理を行った上で計画的な付与が必要となります。

## 事務所より

今年も師走を迎え、年末も近くなってきました。今年は新型コロナウイルスの世界的な流行により大変な年となり、あつという間というよりも節目がないまま、毎日情報収集をする中で、感染予防や対策に追われ、不安な気持ちで過ごすうちにいつの間にか年末という方も多いのではないかと思います。十勝でも感染が再拡大しており、予断を許さない状況が続いています。感染予防は引き続き、気を引き締めて行う必要がありますが、過度に考えすぎて、心のバランスを崩すことがないように日々の通常の生活も大切にしながら、年末年始は少しでも穏やかに迎えたいものですね。

年初からの新型コロナウイルスの流行により今年には多くのイベントや行事が中止となりました。帯広市の成人式も延期になるなど、人生の節目を祝うような行事にも多大な影響を与えています。また、雇用関係でも賃上げの減少、賞与の削減、解雇者の増加とともに新卒者の就職内定率も低下しており、雇用環境も大きく変わってきています。会社においては、今後の見通しが立たない中で動くのはなかなか難しいですが、職場における動揺を少しでも抑える対策を打ちながら、現時点での最善策をその都度模索していく事が重要かと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

建設業者様等におかれましては季節労働者の離職が集中する時期を迎えています。離職手続、資格決定・認定日の確認等でご不明な点等ありましたら、ご連絡下さい。又、季節労働者を冬期間も雇用し、通年雇用にする場合に受給できる可能性がある通年雇用奨励金制度についてもお気軽にご相談下さい。

